

肥田町シニア倶楽部 会則

令和 3 年 4 月 1 日制定

(目的)

第1条 本倶楽部は、会員相互の親睦と健康で生きがいのある生活の実現の支援を図ることを目的とする。

(会員)

第2条 肥田町内に居住する者は、満 65 歳に達すると自動的に全て会員になるものとする。

(名称)

第3条 本倶楽部は、「肥田町シニア倶楽部」とする。

(会費)

第4条 本倶楽部への会費は無料とする。

(運営)

第5条 本倶楽部は、自治会の下に設置し、事務局に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名一倶楽部を統括 (自治会副会長兼務)
- (2) 幹事 1名一業務を統括 (〃 文教部長兼務)
- (3) 会計 1名一会計を統括 (〃 総務・会計部長兼務)

(活動)

第6条 各々の会員が自主的にサークルを作り活動を行なうものとする。
2 サークル活動における経費は、それぞれの会員で負担するものとする。

(支援)

第7条 サークル活動における公民館の使用は、無料とする。
2 支援の対象は、会員 5 名以上のサークルとする。
3 会員がサークル活動をする前には、その内容を自治会に申請する。
4 自治会は、サークル活動の実績に応じて、予算の枠内で助成する。
5 助成要領は別に定める。

(その他)

第8条 この会則は、役員会において協議の上、自治会長が変更できるものとする。

附則

この会則は、令和 3 年 4 月 1 日より実施する。